

2025 富士 86BRZ チャレンジカップ

競技規則

公 示

本競技は、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則及びその付則並びに、それに準拠したJAF国内競技規則及びその細則に従い、富士86BRZチャレンジカップが定める規則、各大会主催者により定められる特別規則書および各サーキット規定に基づき開催される。

第1条 大会

「富士86BRZチャレンジカップ」は、日本自動車連盟（JAF）公認のもと、自動車登録番号標を有する「トヨタ86」または「スバルBRZ」によるワンメイクシリーズとして開催される。

すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員、運営スタッフの指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

本シリーズは富士86BRZチャレンジカップアソシエーション（以下 F.C.C.A）の主管により運営する。各大会の於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会、各会場の特別規則にて公示される。

第3条 競技規則の変更

「富士86BRZチャレンジカップ 競技規則」は、シリーズ開催年度中に於いても見直しを行うことができる。その内容はF.C.C.A発行のブルテンで発表される。

第4条 競技会日程/開催場所/オーガナイザー

第1戦	3月16日（日）	富士スピードウェイ
第2戦	5月10日（土）	富士スピードウェイ
第3戦	8月17日（日）	富士スピードウェイ
第4戦	12月21日（日）	富士スピードウェイ

第5条 レース距離/完走周回数/決勝出走台数

大会	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	10	45.630km	45台
第2戦	10	45.630km	45台
第3戦	10	45.630km	45台
第4戦	10	45.630km	45台

第6条 クラス分け

1.本レースは車両・エントラント及び参加ドライバーにより、以下の通り6クラスのクラス分けを行う。

	ショップ及びワークスエントラント (参加車両含) ※定義①	プロドライバー ※定義②	一般エントラント及び 一般ドライバー
JP-1	○	○	○
JP-2R	○	○	○
JP-2S	参加不可	参加不可	○
JP-3R	○	○	○
JP-3S	参加不可	参加不可	○
JP-4S	○	○	○

2.クラス分け定義

①ショップ・ワークスとは

- ・レースメンテナンス及び自動車アフターパーツを販売・取り付け等を行い自社に利益を得るもの。
又、その広報活動や開発に伴う車両(デモカー)。
- ・本レースに参加し、レース及び参加車両を自社の広報活動に使い利を得るもの。

②プロドライバー

- ・過去15年間JAFが定める主要レース(全日本選手権フォーミュラ、スーパーGT)に参加経験があるもの。
- ・過去10年間全日本選手権各シリーズ、スーパー耐久シリーズに参戦し、3位以上の結果を有しているもの。
- ・F.C.C.Aがプロドライバーと判断したもの。

第7条 参加資格

- 1.ドライバーは当該年度に有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所有者であること。
- 2.F.C.C.Aの活動を理解できること。

第8条 参加車両/ドライバーの装備品

- 1.参加車両はトヨタ86(車両型式 DBA-ZN6/4BA-ZN6/3BA-ZN8)またはスバルBRZ(車両型式 DBA-ZC6/4BA-ZC6/3BA-ZD8)とし、別掲の車両規定に合致した車両であること。
- 2.ドライバーはJAF国内競技車両規則第5編「細則」に従い装備品を整えること。
FIA基準に合致したFIA認定品を着用しなければならない。
- 3.頭部および頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。なお、装着にあたっては、2025年JAF国内車両規則第5編「細則 10. 頭部および頸部保護装置」に合致すること。
JAFモータースポーツHP <https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

第9条 保険

- 1.ドライバーには総額900万円以上、チーム監督及びチームクルーには、それぞれ400万円以上の有効な生命保険に加入していなければならない。
- 2.各大会の特別規則に規定されている場合はそれに従うこと。
- 3.有効な保険に加入していることを参加申し込み時に申告しなければならない。

第10条 参加申し込み

シリーズ戦の各大会への参加申し込みは当該大会オーガナイザー宛に行うこと。

参加受付期間はオーガナイザーにより異なるが、大会開催日の1か月前を目安に下記連絡先まで大会特別規則書及び申し込み書類を請求すること。

特別戦については別途公示する。

1.参加申し込み方法及び受付期間は各大会特別規則書に準じる。

2.参加料 54,000円 + 4400円（ゼッケン代）

初めてエントリーされる方は別途ゼッケン代がかかります。

又、参加クラス・ゼッケン番号変更時にもゼッケン代がかかります。

3.参加申し込み時に提出する書類

・参加申し込み書 ・車両申告書 ・装備品申告書（年1回）

・テクニカルパスポート ・車検証のコピー

その他にもオーガナイザーにより書類提出を求められる場合があるので、各大会規則書に従うこと。

4.参加申し込み書に記載する車名には必ずそれぞれ「86」「BRZ」の文字が含まれていなければならない。

5.大会特別規則書/参加申し込み書類の問い合わせ先

〒412-0026 静岡県御殿場市東田中1301-1

パーククラフト内 富士86BRZチャレンジカップアソシエーション

TEL：0120-809-099 FAX：0550-70-9900

第11条 ドライバー及びチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動をとらなければならない。

そして相互に、競技役員にたいする攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。本条項に違反した場合は厳重な罰則が適用される。

第12条 罰則

1.サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際競技規則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」及び当該大会に有効な安全規定及びそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。

この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは当該競技の罰則とは別にF.C.C.Aからも下記の通り厳しく罰せられる。

- ・各大会において当該大会競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティー（訓戒を含む）を科せられたドライバーはF.C.C.Aによって公示される。
- ・参戦したすべてのシリーズでのペナルティーを加算する。また、シリーズポイントの減算（剥奪）は全てのシリーズに適用する。
- ・上記ペナルティーが2件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントのうち20ポイントが減算される。
- ・上記ペナルティーが3件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントがすべて剥奪される。
- ・上記ペナルティーはペナルティーを科せられた日から1年間累積され、1年後の翌日から個別に削除される。

2.車両規則違反

ドライバーは本車両規定、当該するJAF国内競技車両規定および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。この条件に違反し失格となった場合は、当該競技会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪する場合がある。

第13条 広告スペース

参加者はF.C.C.Aおよび各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない。尚、スポンサーステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない。また、参加者は「参加者自身による特定の広告」が競技に不適切とF.C.C.Aまたは当該競技関係者が判断した場合には広告を拒否される場合があることをあらかじめ理解していなければならない。

第14条 ゼッケン

1.ゼッケンはクラスにより以下通り色分けされる。

JP-1	JP-2R	JP-2S	JP-3R	JP-3S	JP-4S
ゼッケン 番号	ゼッケン 番号	ゼッケン 番号	ゼッケン 番号	ゼッケン 番号	ゼッケン 番号

2.ゼッケン及びゼッケンスペースはF.C.C.A指定のものを使用し、F.C.C.Aの指定する場所、角度で貼り付けなければならない。その他の場所は認めない。

3.エントラントに配布するゼッケン及びゼッケンベースは原則として1セットまでとし、それ以上の枚数が必要となったときはF.C.C.Aにその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り有料配布される。

4.JP-4SのGAZOO参加車両（DBA-ZN6/4BA-ZN6/DBA-ZC6/4BA-ZC6）はTRAのゼッケンを使用し、ゼッケンが重複しているものについては変更する。

5.GAZOO参加車両（3BA-ZN8/3BA-ZD8）はTRAのゼッケンを使用し、ゼッケンが重複しているものについては変更する。

第15条 モラル講習会

モラル講習会はF.C.C.Aによって独自に開催される。大会当日までにF.C.C.Aが主催、またはF.C.C.Aが認めた「モラル講習会」に参加することを推奨する。

第16条 車両の交換/ドライバーの変更

1.参加受付後の車両交換は認められない。

2.登録済ドライバーの変更は、やむを得ざる理由のある場合に限られる。変更は公式予選開始1時間前までにその理由を付して手数料10,500円とともに大会事務局に届け出て、大会審査委員会の承認を得なければならない。

第17条 タイヤ

1.公式予選、決勝レースを通じて使用できるタイヤは4本までに制限され、公式車検時に4本のタイヤにマーキングが施される。

バースト等やむを得ない場合のみ当該大会技術委員長の承認を得られれば1本の交換は認められる。2本以上

の交換が必要な場合には当該大会技術委員長の許可を得たうえで当該大会審査委員会の承認を得ること。2本以上交換した場合、レースのスターティンググリッドの最後尾スタート、もしくはピットスタートとなる。なお、交換の申請は当該大会事務局へ届け出ること。

- 2.大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求められることがあり、その場合は指示に従うこと。
- 3.タイヤの裏組（左右を逆に組みなおす）は禁止され、タイヤマーキングは常に外側を向くこと。
- 4.4本のタイヤが同一銘柄であること。

第18条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF国内競技車両規則第3編第1章第8条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。

第19条 公式予選（組み分け）

- 1.すべてのドライバーはスターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。
- 2.予選を組み分けして行う場合、当該シリーズポイントを考慮し、そのポイント上位のものから交互に組み分けをおこなう。
尚、シリーズ初戦の場合はF.C.C.Aにより組み分けを行う。
- 3.公式予選通過基準タイムは、各クラスの上位3台のベストラップタイムの平均に130%を乗じたものとする。

第20条 決勝スターティンググリッドの決定方法

予選のベストタイム順にクラス関係なく配列されるものとする。

また、他のクラスとの混走でのレースの場合はスターティンググリッドの配列を調整する場合がある。この場合は予選時のラップタイム差を勘案し競技長より指示される。

第21条 コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数を11台以上超える参加台数があった場合、予選不通過車両を対象とした、コンソレーションレースを行う場合がある。その場合、当該大会の参加者に対しスケジュール・グリッド決定方法等は当該大会の公式通知をもって公示する。

第22条 レーススタート方式

決勝レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第23条 車両保管

- 1.予選・決勝終了後に競技車両を当該大会競技役員は車両保管することができ、予選終了後に車両保管を行う場合がある。競技参加者は車両保管解除後に車両整備が認められる。
- 2.競技車両は、公式車検を受けて以降、レース終了後の公道チェックを受けるまで、当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。
- 3.当該大会期間中にリタイアした場合、リタイア届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ車両の持ち出しは認められない。
- 4.リタイア届け後、走行不能により積載車にて移動する場合はこの限りではない。

第24条 公道走行チェック

- 1.すべての参加車両に対して、決勝レース・車両保管解除後に一般公道における安全な運行が可能であることを確認するための公道チェックが義務付けられる。
- 2.決勝レース・車両保管解除後にF.C.C.A立ち合いのもと、F.C.C.Aが指定した検査員が当該大会オーガナイザー指定場所にて実施。すべての車両は検査開始から60分以内にチェック準備を終え待機エリアに車両を移動しなければならない。
- 3.公式予選不通過および決勝レース不出場、リタイアした車両も、F.C.C.Aの指示に従い公道走行チェックを受けなくてはならない。
- 4.但し、著しい破損により走行不能で積載車を使用する場合はこの限りではない。
- 5.検査項目は以下の通りとする。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①車体外板 | ②かじ取り装置 |
| ③制動装置 | ④走行装置 |
| ⑤緩衝装置 | ⑥動力伝達装置 |
| ⑦電気装置 | ⑧原動機 |
| ⑨排気系 | ⑩灯火装置・方向指示器 |
| ⑪警音器・窓拭器・洗浄噴射装置 | ⑫競技走行において異常が認められた箇所 |
| ⑬最低地上高 | |

6.検査の合否と処置

- ・公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はF.C.C.Aが管理し、その指示に従い規定の場所まで積載車で移動しなければならない。（積載車の手配、及び費用は当該参加者負担）規定の場所とは車両所有者または車両使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
- ・検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の修理、整備作業が完了していることがわかる書面、資料、写真などが提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。
- ・参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、且つその参加者、ドライバー及び、当該車両のそれ以降のシリーズへの参加は認められない。
- ・入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第25条 シリーズポイント

優勝	20ポイント	6位	6ポイント
2位	15ポイント	7位	4ポイント
3位	12ポイント	8位	3ポイント
4位	10ポイント	9位	2ポイント
5位	8ポイント	10位	1ポイント

- ・シリーズポイントは、各クラス毎に上記のとおり与えられる。
- ・シリーズポイントは当該大会に完走したドライバーに与えられる。
- ・上記の他に各大会のポールポジション及び決勝ファステストラップを獲得したドライバーに、それぞれ1ポイント

トが付与される。

- ・最終シリーズランキングを決定する際、シリーズポイントの集計は獲得した全てのポイントを合計する。
- ・シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合の順位は、上位得点の回数の多い順に決定される。

第26条 賞典および各大会ポイントの制限

- ・賞金、賞典は各クラス決勝出走台数により次のように変更される。

3台	1位のみ
4台	2位まで
5台	3位まで
6~7台	4位まで
8台以上	6位まで

- ・不可抗力によるレース中止の場合

先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースが成立せず、各大会ポイントと賞典は与えられない。

先頭車両が2周回以上を完了し、かつ当初のレース距離未満でレースが中止された場合はレースが成立し、各大会ポイントと賞典は与えられる。

第27条 無線の使用

・大会期間中、サーキット内で無線設備（アンテナ含む）を使用して通信を行う場合、日本の電波管理法に従った方法で無線通信が行わなければならない。また、モータースポーツ無線協会（MOSRA）の無線器機の使用が強く推奨される。なお、無線設備の使用は、事前にF.C.C.Aを通じオーガナイザーに無線の詳細を届け出て、許可を得なければならない。この届け出内容に逸脱し、電波法違反で取り締まりを受けた競技参加者に対しては、失格までの罰則が課せられる。

第28条 本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていないすべての項目は、各大会の特別規則書および公式通知により示される。

なお、本規定の変更や解釈はF.C.C.AブルテンとしてF.C.C.Aより公示される。